

令和3年度第1回習志野市社会教育委員会議 会議録

1 日 時：令和3年8月17日（火）午前10時00分から午前11時30まで

2 開催場所：習志野市庁舎5階会議室5-2

3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、田尻 正代 副委員長、村瀬 富彦 委員
合志 久恵 委員、三代川 誠一 委員、土井 浩信 委員

【事務局】：小熊 隆 教育長、塚本 将明 生涯学習部長、
上原 香 生涯学習部次長、藤原 友哉 社会教育課長、
河栗 太一 中央公民館長、岡野 重吾 中央図書館長、
長谷川 信二 生涯学習部主幹（生涯スポーツ課）、
石橋 寛 社会教育課管理係長、吉井 利江 社会教育課文化振興係長
山田 展子 社会教育課青少年育成係長、勇 依子 中央図書館奉仕係長
谷澤 朋存 社会教育課副主査

（欠席委員）：三浦 久美 委員、中台 雅之 委員

【傍聴者】：1人

4 会議内容

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 協議

（1）秋津公園内のスポーツ施設等一体的再整備について

第4 報告

（1）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

（2）実花・袖ヶ浦・谷津公民館の指定管理者制度導入後の状況について

（3）東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館の指定管理者の更新について

（4）放課後子供教室（袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・藤崎）業務委託プロポーザルについて

（5）新型コロナウイルス感染症への対応について

第5 その他（事務連絡等）

5 配付資料

（協議1）秋津公園内のスポーツ施設等一体的再整備について

（報告1）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

（報告2）実花・袖ヶ浦・谷津公民館の指定管理者制度導入後の状況について

(報告3) 東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館の指定管理者の更新について

(報告4) 放課後子供教室(袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・藤崎)業務委託プロポーザルについて

(報告5) 新型コロナウイルス感染症への対応について

6 議事内容

第1 会議録の作成等

議事録について、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

第2 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、村瀬委員と田尻副委員長を指名し決定した。

第3 協議

協議(1) 秋津公園内のスポーツ施設等一体的再整備について

澤田委員長：

協議(1) 秋津公園内のスポーツ施設等一体的再整備について、事務局から説明をお願いする。

長谷川主幹：

秋津公園内の秋津野球場、秋津サッカー場の老朽化対策、市民の利用機会拡大のためのグラウンドの人工芝化の検討にあたり、国土交通省の補助金を活用し、令和2年度に「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査」を実施した。今回は、3月にまとめた調査結果について報告し現状を説明する。

調査のポイントは2つある。1点目は、秋津公園内のスポーツ施設を「する」「観る」の兼用施設に改修し、一部興行にも対応した施設とすることで、スポーツ施設の稼働率向上と公園全体の活性化を実現し、秋津地区における賑わい創出を目指していることである。2点目は、スポーツ施設の利用拡大と駐車場の有料化、収益施設の導入や、秋津公園とスポーツ施設等の一体的な運営による収益向上を図ることで、公費負担の軽減を目指したことである。調査の対象施設は、資料の地図の枠内、「平和の広場」から多目的広場、秋津野球場、秋津サッカー場、駐車場、「やすらぎ広場」、秋津テニスコートまでの秋津公園、秋津近隣公園予定地とした。さらに、周辺の公共施設として、新習志野公民館、新習志野図書館、西部連絡所、中央消防署の秋津出張所も再整備にあたり大き

な影響を受ける、または将来的な再整備、事業連携の可能性のある公共施設として検討対象としたが、今回の報告では、周辺の公共施設まで加えた再整備は難しいとの結論になった。

続いて施設の現状と課題について説明する。東京駅から秋津公園の最寄り駅である新習志野駅までは、JR 京葉線で 32 分、新習志野駅から秋津公園までは徒歩 7 分である。車で来場する場合でも、京葉道路、東関東自動車道の 2 つの高速道路の出口に近く、駐車場は 200 台以上の収容が可能なので、アクセスは良好と言える。サッカー場は昭和 57 年、野球場は昭和 59 年に竣工し、建築後 39 年と 37 年が経過しており、施設の老朽化が深刻な状況である。公園内の屋外トイレや休憩スペースの老朽化、トイレの一部洋式化も課題となっている。グラウンドはサッカー場、野球場、多目的広場ともに天然芝を採用していることから、年に 1 か月から 2 か月の養生期間が必要となっている。また、野球場、サッカー場は天然芝を維持するため、試合利用でしか貸し出しを行わないといった制約をしており、施設の稼働率は大変低い状況である。施設の稼働率が低いことから収益性が低く、駐車場は無料で、樹木の維持管理にも費用が掛かることから、公園全体がコストセンターになっていることが課題としてまとまった。

次に調査の目的を説明する。スポーツ施設は開設後 40 年近く経過しており、設備等が時代のニーズに対応できていないことから、改修に向け「コンセッション方式」を含めた財政負担の少ない事業手法の検討と、地域全体の活性化や魅力向上に繋がる改修の可能性の調査を目的とした。

資料 2 ページ目に記載している数字や項目は、調査報告書の構成と一致しており、調査結果をまとめたものである。1 から 3 で「現状把握」から「前提条件の整理・事業範囲の検討・整理」、「再整備にあたっての課題の整理」を行った。検討を行うにあたっての方針が必要となるため、4「再整備方針及び計画の検討」を行い、このなかで目指すべき公園像の案、基本方針の案、整備方針の案を定めた。5「官民連携事業手法による事業スキームの検討」では、従来方式、PFI 方式、コンセッション方式の 3 つの事業スキームを比較検討した。民間事業者とのサウンディングでは、収益性の高いイベントの誘致ができる立地や建物のスペックではない、コンセッションでの参加は希望しない、との意見が多数であり、従来方式又は PFI 方式での事業実施を希望する事業者が多い結果となった。6「概算事業費の検討及び VFM の算定」にある PSC とは、従来方式の公共コストのことであるが、PSC は現在価値で約 39 億円であり、現時点での VFM は 4.95% となった。VFM とは、従来方式と比べて PFI 方式の総事業費がどれだけ削減できるかを示す割合である。現在価値というのは、発生が異なる貨幣価値を比較可能にするため、将来の価値を一定の割引率を使って現在時点まで割り戻した価値である。7「市場調査の実施」では、民間事業者 16 名との対話を行った。民間資金で整備事業を行うコンセッション方式については、屋外スポーツ施設は需要リスク、天候リスクが大きく、コンセッション方式には適さない。コロナ禍では更にリスクが増加している。また秋津

公園での民間収益事業の成立については、通常時より集客能力のある公園であるか、幹線道路に面した場所でないと事業実施は難しいのではないかと、との意見があった。9「地域住民の意見聴取と整理」では、今年1月に秋津地区の町会長、秋津まちづくり会議の議長へのアンケートを実施した。また、習志野市野球連盟、習志野市サッカー協会などの利用団体、6団体へアンケートを行った。これらの検討の結果、再整備によって得られる効果として、スポーツ施設の稼働率の向上、興行の実施による収入の増、駐車場の有料化、PFI方式でも、利用料金制とプロフィットシェアを組み合わせる事により財政負担のより一層の削減が可能になる、との効果がまとめられた。

資料3 ページ目は、調査において検討した3つの事業スキームの検討結果の比較表である。事業手法調査の中心的内容となる。検討内容は、「市の資金調達面」、「公園の活性化や賑わいづくり」、「市の手続きの煩雑さ」、「地元企業活用の可能性」、「民間事業者の応募可能性」、「市のコスト削減効果」の6項目である。まず、「公共整備＋指定管理」について説明する。これは従来手法の事業スキームとなる。地元企業活用の可能性や民間事業者の応募可能性に優位性があるものの、市の資金調達面や公園の活性化・賑わいづくりについては他の2つに劣る。次に、「PFI」方式は、手続きの煩雑さ、地元企業活用の可能性、民間事業者の応募可能性では優位性が劣るものの、市の資金調達面、公園の活性化や賑わいづくり、市のコスト削減効果で優位性がある、との結論になっている。最後に「コンセッション」方式については、市の資金調達面や公園の活性化や賑わいづくりでは優位性があるが、民間事業者の応募可能性において、公園管理は指定管理方式、スポーツ施設部分はコンセッションといった混合型の可能性は残るが、サウンディングの結果から、民間事業者がコンセッションを提案する可能性は非常に低いと結論づけられている。このような検討を得て、考えられる事業スキームについては、本報告書ではPFI方式が望ましい、と結論づけている。PFI方式とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法である。コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、本市が財政負担をしないことを前提とした検討をしたものである。

資料4 ページ目は、PFI方式の場合の「事業スキーム図」であり、SPC事業者と本市との間で、設計、建設、維持・管理・運営までを一括した「PFI事業契約」を締結し、SPCを構成する代表企業、構成企業、協力企業などが、実際の施設運営を行う事を表現している。専門業者がサービスを実施することで、市民サービスの向上を図る。

次に資料5 ページ目をご覧ください。昨年度の調査では、事業手法を検討し、PFI方式が望ましいとの結果となった。調査の過程で、事業手法検討のための施設整備計画案を作成したが、その整備内容等について御説明する。サッカー場は、老朽化した施設を改修し、市民の利便性の向上を図る。現在天然芝であるグラウンドを人工芝化し、市民の利用機会の拡大を図る。スタンドを増設し、「観る」スポーツの拡大を図る。野

球場は、老朽化した施設を改修し、グラウンドを人工芝化する。外野を拡張し、ホームベースから外野フェンスまでの距離が、現在 92 メートルであるが、これを 98 メートルに拡張する。公園の樹木を剪定し、トイレを洋式化し、公園の雰囲気をも明るくする。多目的広場については、人工芝化し有料化することで検討した。本市の財政状況を踏まえ、スポーツ施設の持続可能性を実現するため、再整備に合わせて多目的広場と駐車場を有料化し、使用料単価も上昇させる。

続いて資料 6 ページ目の、サッカー場と野球場の老朽化対策の整備内容案を説明する。老朽化した設備等については、記載の通り改修する。サッカー場の機能向上の部分としては、エレベーター設置、バックスタンド新設である。野球場の機能向上の部分としては、エレベーター設置、両翼拡張である。なお、これまで説明した全ての整備内容は、事業手法検討のための施設整備計画案であり、市としての実施が決まっているものではないので留意いただきたい。今年度に入ってから秋津公園内のスポーツ施設等一体的再整備に係る基本計画について検討しており、この基本計画策定作業の中で、市として実施する整備内容等を調整しているところであり、現在、事業に伴う経済効果や財源等の課題整理を進めている。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

合志委員：

調査のポイントの一つにある、地域における賑わい創出について、具体的にどのようなことを考えているか。

長谷川主幹：

まずは興行（スポーツ）を行うことで、人がたくさん訪れるということ。習志野市の場合、オービックシーガルズがあるので、そこを出発点として他にも人を呼べるようなイベントをたくさんやっていければと考える。

合志委員：

“人が集まる”イコール“賑わい”と考えてしまうと、地域に住んでらっしゃる方、特に高齢の方にとっては、ただ生活道路が混んだり、人がたくさん集まることでうるさくなるという、デメリットの方を考える人も多いのではないかと考える。大きなイベントにおいて、地域住民が参加することができる招待枠があるなど、何かメリットとしてわかりやすいものを考えられた方がいいのではないかと提案したい。

長谷川主幹：

貴重な意見として承りたい。住居地域の生活道路での車の問題は現状でも発生していると認識しており、さらに賑わいが発生すると、より車も集まるので、対応は考えなければいけないと認識している。騒音に関しても、住宅の近くのスタジアムであるので、しっかりその点を踏まえた上で、事業を計画していかなければいけないと考えている。地域の方の招待については本当にいいアイデアだと思う。興行主との関係性も出てくるので、運営の中でしっかり調整したい。

合志委員：

ホームページで確認したところ、ワークショップのようなことを行くと記載があった。もし行うのであれば、先ほど町会長からアンケートを取られたという話もあったが、その方たちも参加いただくような形でやっていただけると、近い感じで話ができるのではないかと思う。次に市民へのメリットとして、市民が優先的に利用できるといったことがあるのかということ。また、今現在はスポーツ少年団や小学校のボール大会などが利用されている施設がたくさんあると思うが、そういった施設はどのように使えるようになるか。

長谷川主幹：

現在も、秋津サッカー場・野球場は、基本的には抽選の形をとっており、市民の団体が優先で抽選に参加できるという形となっている。それは今後も維持していかなければいけないと考えている。また現在、天然芝で利用を制限している部分があるため、人工芝となれば市民の利用も大分増やせるのではないかと見込んでいる。

合志委員：

学校等の参加、ボール大会の利用の確保などもできるか。

長谷川主幹：

市民利用よりも、行政のイベント等での利用は優先して確保しているので、もし今後、学校行事などで利用したいということであれば、しっかりと枠を確保していくように制度設計していきたいと考える。

田尻委員：

スポーツ推進委員としてサッカー場で女子サッカー大会などに関わっていたが、天然芝を守るために、靴の裏を綺麗にしてからグラウンドに入るなどの注意事項があった。人工芝になればすごくありがたく思うが、サッカー場はサッカーだけ、野球場は野球やソフトボールだけということか。多目的広場も人工芝になった場合、広いところでいろんなイベントができるような形もあり得るのか。

長谷川主幹：

サッカー場も野球場も、できるだけ多目的の利用で使える方向で整備・運営、ルール作りをしていきたいと考えている。特にサッカー場は四角形であるので、年間1試合だけ行っているアメリカンフットボールをもう少し増やせないか、また、ラグビーもできないかなどを今検討しているところである。野球場は形が四角ではないので、外野の部分をどう工夫すれば稼働率を上げられるかが課題と考えている。いずれにしても、方向性としては公金を投入して整備するものなのでできるだけ使っていただきたいと考えており、どのような方法があるのかを考えているところである。

土井委員：

たとえば体育館は、最初からいろいろな使い方が想定されて作られており、いくつかのコートが床に書かれている。その発想は野球場やサッカー場に取り入れていいと思う。もともと、野球場やサッカー場は非常にお金がかかる面があり、学校現場でも野球部を作ることを金銭面から躊躇しているところが多い。そういうことを考えると、最初から外野部分などにドッチボールのコートを書いておくといったことをどんどんやっていいのではないかなと思う。人工芝であればそういうことがはじめから想定できるので可能だと思う。また、人工芝に関して、私が学校で管理してる時にすごく気になったのは雑草である。学校では、雑草を生徒たちに刈ってもらおうとすると学校の評価が落ちてしまうため、それができない状況がある。そこで、清掃の会社に契約を結んで刈ってもらうということを聞く。民間に委託するときには、きちんとそれを補償していくというようなことも必要であると考え。また、テニスコートに関しては整備し直す予定はあるか。

長谷川主幹：

昨年度の事業手法検討の際には、テニスコートも含めて調査をした。今年度に入ってから、どこまでをこの事業の範囲とするかについて検討しているが、現状では、テニスコートは再整備の事業範囲には含めないとの整理をしている。ただ、テニスコートは何もしないというわけではなく、テニスコート、オムニコートで6面あるが、毎年1面ずつ張りかえて、しっかりと整備、維持管理はなされている。今回の事業の範囲には今のところ入れない方向で検討しているが、維持管理はしっかりとされているとご理解いただきたい。

田尻委員：

今回のオリンピックで、外国の選手が秋津サッカー場で練習した。そういう形で使っていただくことはすごく楽しみでもあるが、一方で、応援が騒がしいと周りの住民の方

たちから苦情も出てくると思うので、そのあたりはくれぐれも配慮をお願いしたい。

長谷川主幹：

お客さんが一番入って賑やかになるのが高校野球の予選であり、現状でもその時期には苦情が入っている。なるべく使っていただく中でも、地域住民の方に迷惑にならないような形にしたい。これは両立させるのは非常に難しい部分ではあるが、ちょうどいいところを探していくしかないと考えるので、しっかりと受けとめて検討していく。

澤田委員長：

事務局においては、本日の審議に出された意見等を踏まえて、計画の策定作業進めていただき、本委員会へご報告いただくようお願いする。

第4 報告

報告（1）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

澤田委員長：

報告（1）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について、事務局から説明をお願いする。

上原次長：

指定管理者5者の令和2年度における管理運営状況を評価したので、その結果を報告する。評価の方法は、年度終了後に提出された事業報告書、実地調査、ヒアリング、利用者アンケートを基に、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに従い、各項目について点検、確認をした。結果、指定管理者5者とも、協定に従って適正にサービスが提供されており、また、管理を安定的に継続できることが確認できたことから、いずれの事業者も、総合評価については要求水準と同等のA評価としている。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のために縮小せざるを得なかった事業等の評価については、事業縮小が市からの要請であることも踏まえ、特段のプラス要因やマイナス要因がなければ、基本的にはA評価とすることで統一した。個別の施設の評価について、要求水準を上回るA+の評価をした項目の中から主なものについて説明する。

習志野文化ホールの指定管理は、「公益財団法人習志野文化ホール」が行っている。「市民の平等の利用の確保、工夫」においては、新型コロナウイルス感染症対策のため対面での受付を中止し、メールまたはFAXのみの受付に変更した上で、受付の順番に留意し平等性を確保していること。「緊急事態への対応として事故防止の体制」においては、一般的な感染症対策の他に、主催者に対し安全管理要員の配置や感染症対策の徹

底を要請したこと。「利用しやすい受付案内」においては、コロナ対応により多数のキャンセルおよび使用料の返還処理が生じたが、迅速丁寧な対応により、大きなトラブルはなかったこと。以上の点を A+ の評価とした。

中央図書館を除く習志野市立図書館 3 館の指定管理は、株式会社図書館流通センターが行っている。「利用しやすい受付案内、PR、待遇、職員の研修」において、わかりやすい掲示やサインを施していること、ブログ・Facebook・ツイッターで情報発信を行っていること、カウンターの対応について利用者アンケートで高い評価を得ていること、スタッフに自社主催による研修をオンラインにより受講させ能力向上に努めたこと。「レファレンス受付件数」は、基準年としている平成 28 年度と比較して 36% 増加していること。「蔵書管理」においては、不明本の数が基準年に対し 25% 減少していること。以上の点を A+ の評価とした。

新習志野公民館の指定管理は、株式会社オーエンスが行っている。「意欲的な運営管理」においては、毎月のスタッフミーティングにおいて問題提起、確認を活発に行っていること。「職員の適切な配置状況」においては、社会教育主事資格を有する職員を、仕様書の水準を上回って配置していること。「PR と利用者への待遇」においては、仕様書の水準を上回る公民館広報誌の発行をしていること、利用者アンケートの職員の接客対応が「大変良い」と「良い」で 100% であること。以上の点を A+ の評価とした。

スポーツ 9 施設は、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会が行っている。「警備業務」においては、夜間の 2 人体制、機械警備を独自に導入したこと。「経費節減の努力」においては、職員自らが修繕や草刈りを行っていること。「初心者に対応するインストラクター、スポーツ振興への協力」においては、多くの資格所有者を配置し、さらに採用後の資格取得にも取り組んでいること、地域の様々な団体への人員派遣、補助を積極的に行っていること。以上の点を A+ の評価とした。

生涯学習複合施設プラッツ習志野の指定管理は、習志野大久保未来プロジェクト株式会社が行っている。プラッツ習志野については一部課題のある B 「要求水準だが一部課題がある」の評価があるため、その項目について説明する。「適正な職員配置」においては、図書館運営業務において返却された資料を書架に戻す返架業務が一時遅滞する状況があったこと。なお、協議・調整を行い、現在は改善されている。「利用者の満足度、職員の対応水準」においては、利用者アンケートで改善を求める声があること、また、スタッフによって説明が異なる状況があったこと。「利用料金の収入の目標値」においては、コロナ禍によるところもあるが、自主事業の更なる充実を期待し B の評価とした。

(質疑・意見等なし)

報告 (2) 実花・袖ヶ浦・谷津公民館の指定管理者制度導入後の状況について

澤田委員長：

報告（２）実花・袖ヶ浦・谷津公民館の指定管理者制度導入後の状況について、事務局から説明をお願いします。

河栗館長：

今年度４月から新たに指定管理者制度を導入している３公民館について、その状況を報告する。まずサービスの拡大について３点ある。１点目が、公民館主催講座の拡大で、令和３年度の事業計画では昨年度と比較して１．２倍の学級を開設する予定である。２点目、開館日、時間の拡大として、祝日開館において、令和３年度は祝日も開館することになったため、開館日数が１１日増えて３０８日開館している。また時間についても夜９時まで開館することにしたため、そういった面でも、時間的なサービスの拡大を図っている。ゴールデンウィーク中の利用については、この３館で、件数として３７件、人数として４２５人の利用が、昨年度は利用できなかった日に利用ができたという状況である。３点目が人材確保で、有資格者の配置として、各公民館に１人ずつ社会教育主事有資格者を配置し、運用している。公民館の事業や開館時間、開館日等については、新型コロナの影響で、ある程度制限をかけながらやっているため、計画と実績とで評価が違ってくることもあるかと思うが、それについてはまた実績のところでも評価させていただきたい。

次に財政効果についてである。令和３年度の予算と比較しており、３館の指定管理料が８４９５万９０００円に対し、直営でやると仮定した場合の経費が９５２４万２０００円かかると試算している。今年度の財政効果としては、３館で１０２８万３０００円と見込んでいる。１公民館当たり約３４０万円の財政効果が出ているという状況である。

大きな３番目、新たな講座の実施状況について、指定管理者が新たに取り組んでいる事業の例を紹介する。実花公民館では、６月１５日の県民の日、子ども講座として、生け花教室を開催した。これまで県民の日に合わせた事業では実施していなかったのが新たな取り組みとなる。生け花というなかなかできない体験ができたという好評であった。続いて青年講座として、中・高・大学生を対象とした「ならしのリーダーズ」で、約１５名の方が、夏休みに実花小学校の小学生と遊ぶという企画を、今、取り組んでいる。袖ヶ浦公民館については、１歳を対象とした講座があまりできていなかったなか、よちよち親子ルームに取り組んでいる。工作や公園散策などを実施している。次に谷津公民館でも、県民の日に、子ども講座としてうちわづくりに取り組んだ。地球温暖化の学習内容に合わせてうちわを作って、すごく楽しかったという好評であった。また講座を日曜日に開催することはこれまでなかなかなかったので、日曜日に開催した「わくわく親子冒険団」には、お父さんが６名参加いただき、親子で工作ができてよかったという大変好評であった。３館共通で取り組んでいることとして、講座の実施などについて、ツイッターで情報発信を行っている。これも新たな取り組みである。若い世代への利用者層へのアピールも

積極的に行っていただいている状況である。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

村瀬委員：

実花小学校敷地内に実花公民館があるので、子どもたちがよく参加させていただいている。この夏休みの間、かなり多くの行事をやっていただき、私も見学に行ったが、子どもたちが楽しく活動していた。社会教育という場合は、子どもたちにとっては社会と繋がる場であり、特に、資料にもある習志野リーダーズについては、地域の大学生が、実花小・東習志野小の子どもを対象にいろいろと教えていただいたりと、縦の繋がりもできる。学校の指導要領が改訂され、社会に開かれた教育課程が求められているなか、その一環となっており、良い取り組みだと思うのでどんどん進めていただきたい。

河栗館長：

実花小学校は実花公民館と複合施設になっており、体育館を使わせていただいたり、子どもたちに事業に参加いただくなど、密接に連携を取りながらやっていると同っている。引き続きよろしくお願ひしたい。

報告（3）東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館の指定管理者の更新について

澤田委員長：

報告（3）東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館の指定管理者の更新について、事務局から説明をお願いします。

岡野館長：

現在、本市では、中央図書館、東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館の4つの図書館と、移動図書館で図書館サービスを実施している。このうち中央図書館は、市の職員が配置された直営館であるが、東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館及び新習志野図書館に付属する移動図書館の管理は、指定管理者が一括して行っている。平成29年4月から開始した現在の指定管理期間が、令和3年度末をもって終了することから、令和4年度からの指定管理者制度の更新のため、現在、次期指定管理者の選定作業を行っている。図書館の指定管理者制度を更新することについては、習志野市経営改革推進委員会において、3図書館を一括して管理する事業者を、公募により選定することと、指定管理期間は5年とすることの2つの方針が決定されている。3図書館を一括して管理することとした理由は3点ある。1点目は、1事業者による管理で、図書館

間の連携がスムーズにできること。2点目は、通常時及び緊急時の指示命令系統が一本化できること。3点目は、運営費の軽減を図ることができるため、指定管理料の縮減が期待できることである。指定管理期間を5年としたことについては、事業者の初期費用の負担軽減や、スタッフの業務習熟の期間を確保するため、従来通りの5年としたものである。

次に、前回、平成28年度に実施した公募内容と、今回の公募内容の主な変更点についてである。次期指定管理期間の5年間においては、今期の指定管理期間中の藤崎図書館の閉館や、移動図書館と連絡車業務の指定管理者への移管等、指定管理業務の大きな変更はないため、公募の内容についても、ほとんど今期のもと変更はない。その上での主な変更点は、対象施設から閉館した藤崎図書館を除いたこと。前回のプロポーザルの参加者は2者であったが、より広く事業者を募るため、申請者の資格要件から、事業者の所在地要件を除き、応募説明会の参加を任意としたこと。事業者に、よりよい提案書を作成する時間を提供するため、申請期間にお盆期間が含まれないように、申請期間を約1ヶ月早めたこと。本市が平成31年3月に、子どもの読書活動推進計画を作成したことを踏まえ、子どもの読書活動の推進に寄与する提案するよう仕様書に明記したことの4点である。

次にスケジュールとして、事業者の申請書の受け付けはすでに終了しており、現在は、生涯学習部の次長と、生涯学習部の各所属長で構成される生涯学習部指定管理者制度検討委員会の各委員が、申請書から提出された事業提案書を検討しているところである。今後のスケジュールは、11月に始まる市議会第4回定例会において、指定管理者の指定の議案と、指定管理期間5年間の指定管理料を保証するための、債務負担行為の議案について審議していただく。議会の議決後に、指定管理者指定を行い、指定管理期間全体の業務の範囲や、リスク分担等を定めた基本協定書を締結し、業務の引継ぎを開始する。引き継ぎ終了後、4月1日に、その年度の指定管理料と業務内容を定めた年度協定書を締結し、次期指定管理者による、業務が開始となる。

(質疑・意見等なし)

報告(4)放課後子供教室(袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・藤崎)業務委託プロポーザルについて

澤田委員長：

報告(4)放課後子供教室(袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・藤崎)業務委託プロポーザルについて、事務局から説明をお願いします。

藤原課長：

本市の放課後子供教室は、令和2年度から開設し、各小学校への整備を進めている。

袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校及び藤崎小学校の放課後子供教室については、民間事業者への業務委託により、また放課後児童会との一体型として、令和4年4月から開設するよう今準備を進めているところである。放課後子供教室と放課後児童会の一体型事業とは、同一小学校内で、子供教室と児童会の二つの事業を実施することである。本市は、この一体型で今整備を進めている。また、子供教室と児童会について、同一事業者が運営することで、連携が図れるということ、また両事業の効果的な運用が見込まれるとして、子供教室と児童会については同一の事業者へ委託することを基本に整備を進めているところである。スケジュールとして、令和3年6月に、各小学校において、放課後子供教室の概要と民間委託に関わる保護者説明会を開催し、7月から委託事業者の募集を開始している。今後、10月に、応募があった事業者の選定を公開プレゼンテーションで行い、11月に契約候補事業者の決定。来年の2月から3月において、放課後児童会における引き継ぎ保育の実施、また、放課後子供教室の開設準備に取り組んでいく。来年4月に、放課後児童会と放課後子供教室の一体型の運営をスタートする。

次に、すでに開設した、大久保東小学校の放課後子供教室の運営状況についてご報告する。令和2年度の利用状況として、登録者数は274人の登録となった。1日平均で32.9人の子供たちが利用している。なお、令和3年度においては、今250人の子供たちが登録をしており、登録率は58%である。また、本年1月に、保護者アンケートを実施した。回収率については77.8%であった。登録をいただいている保護者の方からの回答ということの中で、お子様が安心して楽しく過ごせる場所かという問いに対し、「思う」「まあまあ思う」という回答が82.9%であった。また放課後子供教室の活動内容に満足できたかという問いに対し、「思う」「まあまあ思う」という回答が76.5%。また、放課後子供教室の運営はいかがかという問いに対しては、「とても満足」「まあまあ満足」という回答が76.5%であった。これらの結果から、概ね順調に運営できているように思っている。ただ、「満足していない」や「あまり思わない」といった回答もあるので、今後も、保護者の皆様のご意見を聞きながら、内容を改善、拡充していきたいと思う。また、自由意見として、放課後子供教室ができたことで、テレビばかり見たりゲームばかりするのではなく、安全な校庭で思いっきり友達と遊べるといった意見や、仲良しの友達ができたとのご意見もあった。高学年になっても参加するのが楽しいと思える運営をお願いしますといった意見や、新型コロナの対策を十分に徹底していただきたいといったご意見もいただいたので、改善の取り組みをしていきたい。

続いて、今年度、令和3年4月12日に開設した東習志野小学校・秋津小学校の子供教室の状況である。本市では令和6年度までに11の小学校に放課後子供教室を開設する計画を進めている。令和3年度については4月12日から、東習志野小学校、秋津小学校に放課後子供教室を開設した。東習志野小学校の子供教室については、多目的室という空き教室を中心に実施し、株式会社明日葉に委託し運営をお願いしている。令和3年7月現在の登録者数は381人、児童数が864人であるので、登録率は44%である。7

月においては毎日、大体 66 人前後の子供が利用している。秋津小学校においては、旧秋津幼稚園の建物を利用して実施しており、株式会社セリオに委託し運営をお願いしている。秋津小学校においては令和 3 年 7 月現在、登録者数が 141 人、児童数が 233 人であるので、登録率は 60%である。1 日あたり 36 人前後の子供たちが参加をしている。最後に今後の開設予定として、令和 4 年度は袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・藤崎小学校で、令和 5 年度は屋敷小学校・向山小学校・香澄小学校・実花小学校に、令和 6 年度は鷺沼小学校に開設する計画で整備を進めて参りたい。記載のない小学校についても、学校の改築等々の工事も予定されている学校もあることから、環境が整い次第、開設を進めていきたい。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

合志委員：

たくさん開設されていることは喜ばしいことだと思う。自由意見にも「高学年になっても参加するのが楽しいと思える運営をお願いしたい」とあったが、他市の放課後子供教室の中にも、高学年になるとあまり参加しないという問題があると伺っている。習志野市においては、高学年はどのくらい参加しているのか。

藤原課長：

大久保東小学校では、日々 37 人ほどが参加するなかで、5 年生が 6 人ほど、6 年生は 1 人から 2 人である。東習志野小学校では、日々 65 から 66 人が参加するなかで、5・6 年生が 1 人から 2 人となっている。秋津小学校では日々 35 から 36 人が参加するなかで、5 年生が 2 人から 3 人、6 年生は 0 人である。傾向としては 5、6 年生の参加は少ない状況である。

合志委員：

私が放課後子供教室をやらせていただいている時は、もともとが 4 年生以上の高学年が対象であったので、その経験からすると、5・6 年生の高学年になると、遊ぶというよりは、放課後の宿題をする場所として、その場所が提供していただけると参加しやすく、親御さんの方も了解していただきやすい。子どもたちも宿題を、放課後子供教室で子どもたち同士で終わらせて帰りたいという要望が非常に多く、私達がやっている時には、来るなりすぐに宿題をするお子さんばかりだった。低学年と全く同じことをやっても高学年は集まらないので、ちょっと別の場所を設けるようなことを提案されてはいかがかと思った。また、今後の開設の予定について、今 11 校開設の予定が決まって、あと 5 校ということである。大久保小などは改築の予定とあわせて開設していくということだ

と思うが、やはりこれだけどんどん開設されていくと、他の学校でやっているののうちにはいつなのだろう、というふうに皆さん思われると思うし、特にもう改築が済んでいる谷津小や津田沼小についても、開設の目途がいつごろになるのか、皆さん疑問を持たれると思うが、今後説明するような考えはあるか。

藤原課長：

まず一つ目の高学年の参加という部分について、大久保東小学校については、今、空き教室が二つあり、その2部屋を使っている。一つの部屋は低学年の子供たちが遊ぶ部屋。もう一つの部屋が学習の部屋として利用ができているということもあって、比較的、高学年の利用が多い状況である。東習志野小学校についても2部屋で運営しているが、子供の数も多いため2部屋を両方低学年を含め使っているため、高学年がゆっくり勉強する場所がない状況。高学年が参加しやすい運営状況を作っていかななくてはいけないと思っている。

また、今後の開設予定校について、今計画に載っていない学校については、保護者の方からも若干問い合わせを受けている。今後、開設の計画にない学校等については、来年度以降、もう一度計画を見直して、ご説明する機会を作っていきたいと考えている。実花小学校の校長の村瀬委員がいらっしゃっているが、今年度東習志野小学校に開設したことを受け、実花小学校の方々からも開設してもらいたいとの要望を受けている。特にユトリシアは、マンションの中で学区が分かれていることから隣の子どもは東習志野小学校に通っていて放課後子供教室があるが、といった問い合わせもいただいているので、今後の予定については、保護者の方に説明していきたいと考えている。

村瀬委員：

ユトリシアについては東習志野小学校・実花小学校の両方の学区となっているため、丁寧な説明が必要であると考えてるのでよろしくお願ひしたい。

三代川委員：

今後、部活動が縮小し、ボール大会がなくなるということを聞いている。子供教室でそういったことを教えるようなことは今後あるか。

藤原課長：

子供教室にいるスタッフはあくまでも見守りを目的として配置をしており、勉強を含め、先生がついているわけではない。各事業者の工夫により、英語を教えたり、ダンスを教えたり、といった取り組みをしているというところもあるが、部活動の延長ということは今は難しいと考えている。

三代川委員：

放課後児童会との関係であるが、放課後子供教室が閉まる 17 時まで放課後子供教室にいて、それから放課後児童会に戻るといふかたちになるのか。

藤原課長：

放課後児童会については、保護者の方が働いていることが条件であり、その条件にあった方は放課後児童会の方に入会をしていただいている。放課後子供教室については放課後児童会に入会している子供も参加できるため、夕方 5 時まで放課後子供教室の方で過ごし、その後、放課後児童会に戻って利用することはできるようになっている。

報告（５）新型コロナウイルス感染症への対応について

澤田委員長：

報告（５）新型コロナウイルス感染症への対応について、事務局から説明をお願いする。

藤原課長：

新型コロナウイルス感染症に伴う、生涯学習部所管の施設の対応状況をご報告する。現在、8 月 31 日まで緊急事態宣言が発令されている。生涯学習部所管施設の、公民館、図書館、スポーツ施設等は、本年 1 月から、千葉県に緊急事態宣言が発令されたことを受けて 3 月 26 日まで、原則 5 時までの利用としていた。3 月以降、一部をのぞき利用制限を解除したが、4 月 28 日に、まん延防止等重点措置区域の指定を受け、改めて、利用時間を原則 5 時までに制限していた。8 月 2 日以降、緊急事態宣言が発令され、原則 5 時までの利用という対応を継続している。全期間を通じて、国や県の指針、ガイドラインに基づき、マスクの着用、換気、消毒、利用人数の制限を行ったうえで開館をしている。公民館については原則 5 時閉館で、定員は 50%。図書館についても 5 時閉館、利用人数は 50%。文化ホール、市民ホールにおいても原則 5 時閉館、入場定員が 50%である。旧大沢家、旧鴛田家住宅は、入館者人数を 10 人、20 人の制限で行っている。秋津小学校のとんぼスペースは 5 時閉館。富士吉田青年の家は、現在、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域からの利用を停止している。スポーツ施設は原則午後 5 時閉館。9 月中旬まで、緊急事態宣言の延長との報道がされている。今後の状況によっては、さらなる厳しい措置をとっていく可能性もあるが、今後の国県の状況を見ながら、対応を判断していきたい。

（質疑・意見等なし）

澤田委員長：

他に質疑なしと認める。

これをもって、令和3年度第1回習志野市社会教育委員会議を閉会する。